

令和4年度大分県職員（職業訓練指導員）採用選考要領

令和4年4月27日
大分県人事委員会

1 選考対象職種、採用予定者数及び職務内容

職 種	採用予定者数	職 務 内 容
職業訓練指導員 (建築システム系)	1 名	主として、県立工科短期大学校において、建築計画、建築設計、建築環境工学、建築設備等の学科及び実技に関する高度職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する職業訓練）に相当する指導業務に従事します。 また、県立高等技術専門学校における同様の学科及び実技に関する普通職業訓練（職業能力開発促進法施行規則第9条に規定する職業訓練）に相当する指導業務や商工観光労働部の本庁における職業能力開発等に関する業務に従事することもあります。

2 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- 昭和58年4月2日以降に生まれた者
- 学校教育法に基づく4年制大学（職業能力開発総合大学校を含む。）、短期大学若しくは高等専門学校の建築系の学科又はこれに準ずると認められる学科を卒業した者若しくは令和5年3月までに卒業見込みの者
大分県人事委員会が上記に該当する者と同等の資格があると認める者
- 専門課程の高度職業訓練における職業訓練指導員資格（職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例（平成24年12月21日大分県条例第72号）第10条）のいずれかに該当する者又は令和5年3月31日までに該当見込みの者（別紙参照）
- 地方公務員法第16条及び職業能力開発促進法第28条第5項に該当しない者
- 令和5年4月1日以降の採用に応じられる者

※ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

※ 日本国籍を有しない者も受験できます。ただし、日本国籍を有しない者は、採用時に職務に従事可能な在留資格がない場合は採用されません。また、日本国籍を有しない者の任用にあたっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。

3 選考方法、日時等

区 分	選考項目	選 考 の 内 容	日 時	場 所	
第1次選考 (全員受験)	教養試験 (80点)	公務員として必要な一般的知識等についての択一式による筆記試験	令和4年7月10日(日) 入室開始 午前9時	大分高等技術専門学校 (大分市大字下宗方 1035-1) 電話 097-542-3411 (自動車での来場及び駐 車もできます。)	
	専 門 試 験	択一試験 (80点)	専門的知識、能力及び技術等についての 択一式による筆記試験 ※出題分野：建築計画、建築環境工学、 建築設備、建築法規、 建築構造、建築施工等		着席完了 午前9時25分 試験時間 教養試験 午前9時30分から11時30分まで 専門試験(択一)
		記述試験 (160点)	建築計画、建築設計、建築環境工学、建 築設備等についての記述式による筆記試 験		午後0時40分から2時10分まで 専門試験(記述) 午後2時30分から4時まで
第2次選考 (第1次選考 の合格者の み受験)	面 接 (320点)	(1)公務員としての適格性 (2)専門的知識 (3)人物 } についての 個別面接	令和4年8月5日(金) ※時間は別途連絡	大分県市町村会館 (大分市大手町2-3-12) ※詳細は別途連絡	

- (注) 1 教養試験及び専門試験は、試験開始後30分を経過したら入室できません。
2 第1次選考の合格通知(連絡)は、7月27日(水)に行う予定であり、当該合格者についてのみ第2次選考を行うこととします。
3 受験者数の状況によっては、面接試験の実施日・会場等を変更する場合があります。

4 選考結果の開示

(1) 口頭による開示請求

選考結果については、大分県個人情報保護条例第21条第1項の規定により口頭で開示請求することができます。受験者本人が、本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、パスポート等（原則として顔写真付きのもの））を必ず持参のうえ、おいでください。
 なお、各選考項目にはそれぞれ合格基準があり、その合格基準に達しない場合は「不合格」となります。したがって、総合得点及び順位が上位であっても「不合格」となる場合があります。

区分	開示請求できる者	開示内容	開示方法	開示期間	開示場所
第1次選考	第1次選考不合格者	試験科目別得点、総合得点及び順位	閲覧	合格発表の日から起算して1か月間（土曜、日曜、祝日を除く 8:30~17:15）	大分県人事委員会事務局（大分県市町村会館6階）
第2次選考	第2次選考受験者				

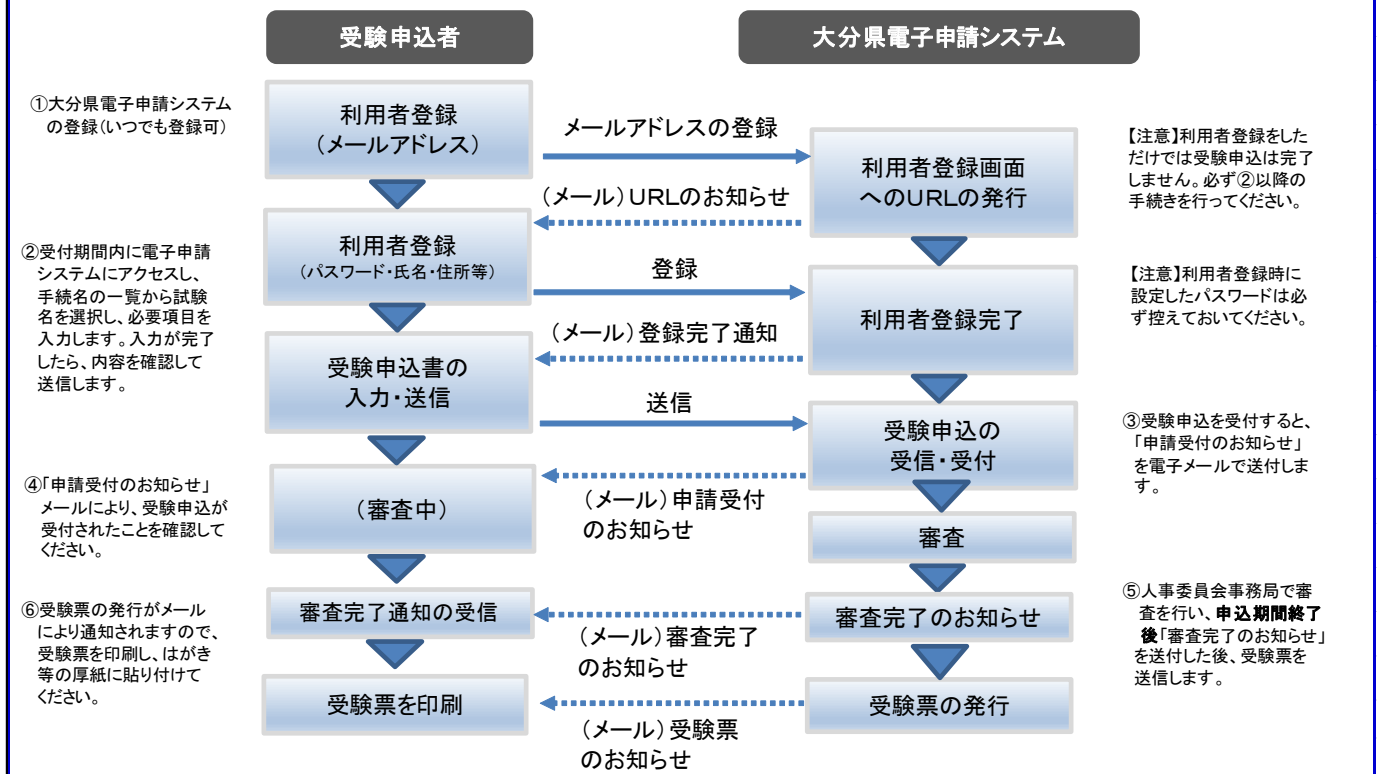
(2) 郵送による情報提供

郵送でも試験結果の情報を提供します。希望者は、住所、氏名、受験番号を記載した返信用長形3号封筒（235mm×120mm）を用意し、404円（簡易書留相当分）切手を貼り、第1次選考当日に持参してください。持参した封筒は試験時間内に回収します。提供する内容は（1）の口頭による開示請求と同じです。

5 受験申込手続き

(1) 受付期間	<p>○令和4年4月27日（水）～6月14日（火）午後5時15分 受付期間中に正常に到達したものに限り受け付けします</p>
(2) インターネットによる申込み 	<p>○申込みはインターネットでのみ受け付けします。なお、インターネットによる申込みをする前に、(3)のインターネットの申込みの前に準備するデータを、申込みを行うパソコン又はスマートフォンに保存しておいてください。</p> <p>○大分県のホームページ「大分県職員採用情報」を検索し、「インターネットによる申込み」にアクセスし、申込画面上の注意事項を十分確認の上、最初に「大分県電子申請システム」に利用者登録をしてください。（いつでも利用者登録可） 利用者登録が完了したら、試験名を選択・確認のうえ直接申し込んでください（ご使用の機種や環境によっては、利用できないことがあります）。スマートフォン等をご利用の場合は、左のQRコードを読み取りの上アクセスすることもできます。</p> <p>○申込みを正常に受け付けた際には「申請受付のお知らせ」を電子メールで返信するので、必ず、申込後速やかにご確認ください。 なお、申請の状況は大分県電子申請システムトップページの「申請履歴を確認する」からも確認ができます。もし履歴が確認できても返信が届かない場合は、大分県人事委員会事務局まで必ず連絡してください。</p> <p>○システムの操作、利用者登録等でご不明な点がございましたら、下記の「ヘルプデスク」にお問い合わせください。 ヘルプデスク 電話番号 097-506-2176 受付時間 午前9時から午後6時まで（土曜、日曜、祝日を除く）</p>
(3) インターネットの申込みの前に準備するデータ	<p>①顔写真データ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込前6か月以内に写した上半身脱帽正面向きのもの ・写真の大きさは「縦4:横3」の比率が基本です。推奨サイズは、「560Pixel×420Pixel」もしくは「600Pixel×450Pixel」です。 ・画像のファイル形式は「JPEG」、「JPG」又は「PNG」で、画像のファイル名は『顔写真（受験者氏名）』としてください。例：顔写真（大分太郎） <p>②大学等の卒業（見込）証明書の画像データ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記「2受験資格」の(2)に該当することが証明できる大学等の卒業（見込）証明書をスキャナーでA4サイズに縮小してスキャンしたPDFデータ。 ・PDFデータのファイル名は、『卒業（見込）証明書（受験者氏名）』としてください。例：卒業（見込）証明書（大分太郎）
(4) 受験票の送付	<p>○6月21日（火）までに、電子メールで受験票を送信するので、各自で印刷し、通常はがきの大きさ・厚さの紙に貼り付けてください。 ※6月22日（水）時点で受験票が届かない場合は、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。</p>

インターネット(電子申請)による受験申込みの流れ



受験票は、第1次選考当日に必ず持参してください。

6 採用時期

令和5年4月1日以降

7 給 与

初任給は、採用前の職歴等を勘案の上、決定されます。例えば、採用時の年齢が35歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験年数が13年の場合、月額301,000円程度です。

また、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が勤務条件に応じて支給されます。なお、例示した月額は令和4年4月1日現在のもので、職歴のある者は、条件に応じて加算されます。

8 問合せ・連絡先

大分県人事委員会事務局 大分市大手町2丁目3番12号(〒870-0022) 電話 097-506-5222

9 その他

送付された受験票は、選考当日に必ず持ってきてください。
昼食は各自で準備してください。

(別紙)

専門課程の高度職業訓練における職業訓練指導員資格

(職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例第10条)

建築系分野において、次の各号のいずれかに該当する者又は令和5年3月31日までに該当見込みの者

- 一 高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの（令和三年三月三十一日以前に長期養成課程、短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。）又は高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者（短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者に限る。）であつて教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるものを含む。）
- 二 博士若しくは修士の学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- 三 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校（以下、「大学等」という。）において、教授又はこれに相当する職員としての経歴を有する者
- 四 大学等において、准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者
- 五 大学等において、助教又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であつて、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- 六 大学等において、三年以上の助手又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であつて、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- 七 研究所、試験所等に五年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者
- 八 三年以上の教育訓練に関する指導の経験を有する者であつて、優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの
- 九 十年以上（学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位及び学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（同法による専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）を有する者にあつては、五年以上）の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの（令和三年三月三十一日以前に短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあつては、職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて、職業能力開発総合大学の長が定める科目を履修した者に限る。）のうち十年以上の実務の経験を有するものであつて教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるものを含む。）